

# 規則

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第四十四号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

様式第六号中

住所	氏名	年齢
		歳（ 年 月

住所	氏名

に改める。

### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。